

(5) ウクライナ避難民の方々に対する取組

ウクライナ避難民の方々に対する国民健康保険料の減免

- 令和4年6月3日付け国通知による要請に従い、ウクライナから避難を目的として入国した外国人（ウクライナ避難民）の方々を支援するため、保険料の減免を実施。
- 令和5年3月6日付け国通知により、避難生活の長期化に鑑み、身元引受人がないウクライナ避難民に対する生活費の支給等を1年間延長することが決定されたため、新たな減免基準を制定し、引き続き保険料の減免を実施。

- 減免対象となる保険料

国民健康保険料の全額（入国日の属する月から令和5年度末まで適用）

減免適用件数及び減免額

年度	減免適用件数	減免額
令和4年度	52件	934,813円

ウクライナ避難民の方々に対する一部負担金減免

- 令和4年6月3日付け国通知による要請に従い、ウクライナから避難を目的として入国した外国人（ウクライナ避難民）の方々を支援するため、保険医療機関等を受診した場合の一部負担金の全額について減免を実施。
- 減免開始日：大阪市における国民健康保険の資格取得日
- 減免の適用要件：国保料の減免を受けた者
- 減免期間：開始日から国保資格喪失時または、適用要件を満たさなくなった日のいずれか早い日